

蒲郡市認可外保育施設利用者補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認可外保育施設を利用する児童の保護者に補助を行うことにより、認可保育所を利用する保護者との公平性を図り、保護者の就業及び子育ての両立の支援並びに経済的負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2の規定に基づき、都道府県知事に設置の届出をしている施設をいう。
- (2) 保育料 認可外保育施設が基本保育時間の利用料金として利用する月ごとに徴収する保育料（給食・おやつを含む。）をいう。
- (3) 保護者 児童と同一世帯に属し、認可外保育施設に保育料を納入する義務を負っているものをいう。

(補助の対象)

第3条 この要綱により、補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 保護者の属する世帯が3人以上の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）を現に養育していること。
- (3) 出生順位が第3位以降の児童が保育を必要とするため3歳未満児（その年の年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中は対象児童とみなす。）として認可外保育施設を利用し、かつ、当該認可外保育施設に対し保育料を支払っていること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、この要綱に基づく補助金の交付対象児童1人につき保護者が認可外保育施設に対し利用した月の保育料として支払った額（その額が53,000円を超えるときは、53,000円とする。）とする。ただし、保護者が子育てのための施設等利用給付（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第8条に規定する子育てのための施設等利用給付をいう。以下同じ。）を受けているときは、当該保育料として支払った額のうち、子育てのための施設等利用給付として受けるべき額を超えて支払った額（子育てのための施設等利用給付の額と合わせて53,000円となる額を上限とする。）を補助金の額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、1の年度に支払った保育料について蒲郡市認可外保育施設利用者補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、その年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 保育料受領証明書（第2号様式）
- (2) 施設の利用料金表
- (3) 保育料を支払ったことがわかる書類
- (4) 就労証明書

2 補助金の交付を受けようとする者が2回にわけて補助金の交付を希望する場合は、前項に規定する申請書を4月から9月までの利用分として支払った保育料については10月末日までに、10月から翌年3月までの利用分として支払った保育料については3月末日までに提出しなければならない。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、交付及びその額の決定をしたときは、蒲郡市認可外保育施設利用者補助金交付決定通知書（第3号様式）により保護者に通知し、次条に規定する時期に補助金を交付するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当でないとしたときは、蒲郡市認可外保育施設利用者補助金不交付決定通知書（第4号様式）にその理由を付して保護者に通知しなければならない。

（交付時期）

第7条 市長は、第5条第1項に規定する申請に基づき、1の年度分として支払った保育料について翌年度5月末日までに補助金を交付する。

2 市長は、第5条第2項に規定する申請に基づき、4月から9月までの利用分として支払った保育料については11月末日までに、10月から翌年3月までの利用分として支払った保育料については翌年度5月末日までに補助金を交付する。

（その他必要な事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日以後の利用に係る保育料の補助について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月12日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市認可外保育施設利用者補助金交付要綱の規定による諸様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式（第5条関係）

蒲郡市認可外保育施設利用者補助金交付申請書

（ 年 月～ 年 月分）

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

申請者 住所 蒲郡市

（保護者）氏名

（電話 _____）

蒲郡市認可外保育施設利用者補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円

2 補助金交付の対象となる児童

対象児童	氏名 _____ (年 月 日生)
	氏名 _____ (年 月 日生)

3 補助対象児童以外に扶養している児童の氏名等

氏名 _____ (年 月 日生)
氏名 _____ (年 月 日生)
氏名 _____ (年 月 日生)

4 補助金の振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・農協 _____ 本・支店
口座番号	普通・当座 _____
ふりがな 口座名義人	_____

5 添付書類

- (1) 保育料受領証明書
- (2) 施設の利用料金表
- (3) 保育料を支払ったことがわかる書類
- (4) 就労証明書

市 記 入 欄	1		2		3		4	
	5	(1)	(2)	(3)	(4)			

第2号様式（第5条関係）

保育料受領証明書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

施 設 名

代表者名

下記のとおり 年 月から 年 月分の保育料について支払を受けたことを証明します。

記

保育料受領額		円
内 訳	利 用 年 月	金 額
	年 月分	円
	年 月分	円
	年 月分	円
	年 月分	円
	年 月分	円
	年 月分	円
	年 月分	円
	年 月分	円
	年 月分	円
	年 月分	円
	年 月分	円
	年 月分	円

利 用 者	住 所	蒲郡市		
	児童氏名		保護者氏 名	

第3号様式（第6条関係）

蒲 第 号
年 月 日

（保護者）

住所 蒲郡市

氏名 様

蒲郡市認可外保育施設利用者補助金交付決定通知書

年 月 日付けで提出された蒲郡市認可外保育施設利用者補助金の
交付申請（ 年 月から 年 月分まで）に対し、次のとおり補
助金を交付することを決定したので通知します。

蒲郡市長



1 交付決定額 _____ 円

この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に蒲郡市長に対して異議申し立てをすることができます。

この処分に不服があるときは、前記の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として（訴訟において蒲郡市を代表する者は蒲郡市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、前記の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第6条関係）

蒲 第 号
年 月 日

（保護者）

住所 蒲郡市

氏名 様

蒲郡市認可外保育施設利用者補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで提出された蒲郡市認可外保育施設利用者補助金の
交付申請（ 年 月から 年 月分まで）に対し、次の理由によ
り補助金を交付することができませんので、通知します。

蒲郡市長



1 交付できない理由

この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に蒲郡市長に対して異議申し立てをすることができます。

この処分に不服があるときは、前記の異議申し立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として（訴訟において蒲郡市を代表する者は蒲郡市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、前記の異議申し立てをした場合には、その異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

